

# 高橋けいすけ 県議会報告

No.3  
2008年1月1日  
発行人/高橋啓介県議会議員  
自宅/山形市高堂1-5-20-3  
☎023-643-4847  
県議会山形県民クラブ執務室  
☎023-630-3211

# 新春号 (12月定例会)

# 迎春

本年も宜しく  
お恵み致します



健やかに新年を迎えたことだと思います。また、昨年中は皆様方から大変なお力添えを賜り県政に送り出して戴きました。本当に心から厚く感謝を申し上げます。

省内の景気の動向も依然と厳しいものがありますが、少しでも改善がはかられるようお互いが英知を結集して努力しなければならないと思います。

さて、国政にあっては「ねじれ国会」と言われておりますが、国民からすると政策論争が活発に行われており「誰のための政治なのか」明らかになつていると感じます。特に数々に物を言わせた小泉・安部政権は、多くの国民に痛みを押し付け、都市と地方の格差を拡大させました。また、働いている方々の労働環境も大きく後退をし「ワーキングプア」と称する言葉まで出る状態になつてしましました。政府は、そんな労働者の状況を逆手にとって生活保護費の減額を来年度予算に盛り込もうとしております。まったく、本末転倒と言わざるを得ません。

今年は、皆様もご承知のように衆議院の解散総選挙が予定をされております。自公政権の数々に物を言わせた国民不在の政治を変える絶好の機会です。社民党も小さくなりましたが、安心して暮らせる社会を目指し頑張って参ります。

今年1年 皆様にとりまして輝かしい年になりますよう御期待申し上げます。



12月定例会議が去る12月4日から同月の19日までの日程で行われました。県で運営しています企業局の水道料金の低減や平成20年4月から独立行政法人化される県立日本海病院の統合を受けた今後の人事の関係などが上程されました。また、予算委員会におきまして、初めての質問をさせて頂きました。

その、主な内容を報告させて頂きます。今後とも県政に対しまして質問・意見等をいただけましたら幸いに存じます。

## 財政難の背景と財源の確保について

財政悪化の根本的原因がどこにあるのか。

この事を明らかにすることが、真の行財政改革に通じると思っております。住民の一般的見方は国が提唱している「小さな政府」の話を受け、原因があたかも公務員の人事費にあるように受け取っている方が多いと感じます。

確かに、一方で増え続ける社会保障費それに対して削減される交付税等を考えれば自治体の運営は限界に近い状態ではないでしょうか。特に、三位一体改革によって大変な収入減になってきています。

ちなみに平成18年度予算の関係で見みますと、税源移譲に伴う所得譲与税分と景気回復により地方税は増えたものの、国庫負担の改革や地方交付税等では大幅に減額され、影響額はマイナス342億円にもなっています。なお、市町村の影響額は196億円となっております。

そしてまた、バブル以降の平成4年から、景気対策と称して行ってきた公共事業。国は、その当時各自治体に大変な借金をさせて公共事業を行って来ました。当時有利な起債の話もありました。後で、交付税で対応するとしながらその約束は必ずしも守られていません。全くデタラメなやり方だと思います。

本県のように、課税客体が乏しい県同士が連携し、国に働きかけることも有効な手段と考えますがいかかでしょうか。内部努



予算委員会で質問する高橋啓介県議

力だけではどうしようもない段階にあると思います。地方の元気が国の元気になると私は確信しております。

なお、来年度予算におきまして、地方交付税が若干伸びる状況になってきています。地方のがんばりと参議院選挙の結果が反映されたものと思います。

## 畜産公社の廃止に伴う今後の対応について

畜産農家の負担を軽減するため県や全農そして関係自治体が出資をして、その資金の果実を元にスタートした事業です。農場の敷地面積270町歩。民間の土地を借り、牧草地を県がつくり昭和50年からスタートした事業であります。利子の果実がある時代は問題なく推移をしてきました。特に、経営を圧迫したのはヨーネ病の発生した平成14年以降であります。（ヨーネ病というのは牛の細菌性法定伝染病で下痢して痩せてしまう病気です）治療の方法が無く淘汰するしかないそうです。県の公社と言うことで農家からの受け入れは現在も休止中であり、牛の搾乳で一定の財源を確保している現状です。

県のこれまでの行革大綱では廃止の「は」の字も無かったのです。平成13年12月改定の大綱、そして、平成16年3月の行財政改革大綱では「あり方を抜本的に検討していく」となっておりました。そして、平成17年に外部有識者を含めた「検討会」の中で

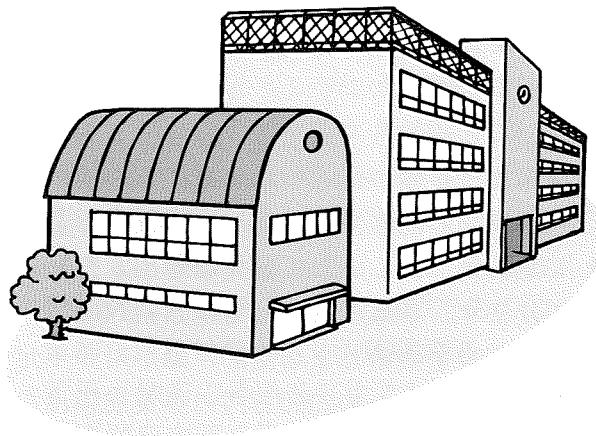
牧場の廃止と公社解散の方向性が結論づけられ、平成18年1月の集中改革プランで廃止の方向が決定されました。

経営が厳しいと言うことを受け、県の指導のもと給与体系も変え、定期昇給も3度に亘って停止を受けながら頑張ってきたということでした。

設置者側の都合で止める訳ですから、再就職の関係や退職金の関係もしっかり対応してもらうのが本来の筋であり、県当局も誠意を持って対応するとの回答を戴きました。

## 私学助成の充実について

公立と私立では建学の精神が違い、選択して学校を選んでいれば大きな問題にはならないと思います。しかし、山形県の場合はどうでしょうか。都会の私学選択とは大きく違っていると思います。都会の方は、私学が優先し、県立がその次という状況になっているようあります。本県の場合、私学に入学した生徒の多くが建学の精神に



則って選考した人ばかりではありません。財政的な関係からしても、県立校を優先している方が多いようです。長年の中で、県立と私立の入学者数にしても、この間7対3の割合で推移してきています。子どもが減少しても、この比率はあまり変わらないと思います。

確かに、高校は義務教育ではありません。しかし、現在はほとんどの人が高校に入学

する時代になっています。また、小国町や金山町においては、中高一貫教育が行われております。教育の機会均等からしても抜本的に見直しをはかるべきであることを質問させて頂きました。

この課題につきましては、県会議員全員で構成しております私学振興議員連盟全員と私学関係者で、議会最終日の19日に県庁2階講堂において、斎藤知事に私学の充実を求めて要請行動を行っております。

## 人事委員会の勧告について

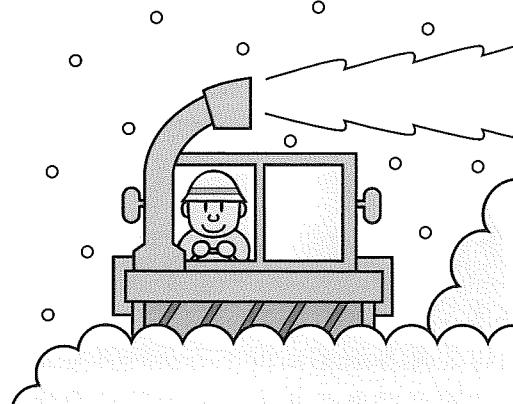
本来ですと12月議会は、人事委員会勧告を受けて給与改定に関する条例提案がなされるのが常であります。しかし、今議会には提案がなされておりません。勧告制度はご承知の通り、労働基本権制約の代償措置であり実施されるのが通常の流れであります。少なくともこれまで長年勧告の取り扱いに関しては、「国に準拠する」考え方で対応されてきました。

**国の動き** 政府にあっては、勧告の重みを受けて給与関係閣僚会議を4回開催して最終的には10月30日に決定されました。国の対応は、今年度の人事院勧告の完全実施を見送り、幹部職員のボーナスと手当の凍結を決めました。しかし、中身は「ほぼ完全実施」に近いものとなっています。凍結した幹部職員は審議官以上で国家公務員約30万人のうち約850人だそうです。また、11月6日に開かれました衆議院総務委員会におきまして代償措置の人事院勧告の尊重を堅持するようあらためて政府に配慮を求めるなどの付帯決議が全会一致で可決されています。非常に重いものだと言うことを受け取っていただきたい旨を話させて頂きました。

## 入札制度の改善について

入札だけを考えれば、自由に競争させ談合のない公平で透明なシステムにすれば良

いことだと思います。それでなりたってゆかないのが、この課題の奥の深さだと思います。地場産業の育成も大切な政策であります。特に、本県のような雪国にあっては除雪作業一つとっても県内の建設土木業者の皆さんのお借りして対応して頂いております。



ております。また、洪水や台風の際の安全確保の対応も、昼夜を問わずその地域で事業を営んでいる皆さんを見守りをしていたいっているから安心な生活が確保されていると思います。

今の入札制度は相次ぐ知事の汚職事件を受け、公平性の観点から一般競争入札が全体化されてきました。一方、財政難の中で公共工事が県内におきましても激減してきました。まさに、生き残りを賭け最低制限価格ギリギリの入札が県内でも出てきております。また、業務委託にあっては700万円以下の事業は低入札価格調査制度を採用していないため、事態は深刻と言えます。予定価格の半分を割るような入札が出ています。ダンピングを防ぐ対応と総合評価方式に組み入れる項目の検討について質問させて頂きました。

なお、建設工事関連業務委託につきましては、平成20年1月より緊急対応策が取られることとなりました。内容としまして、低入札価格調査制度の対象外となる設計金額700万円未満の業務委託に「最低制限価格」を試行導入することとなりました。

## 地籍調査について

現在国土交通省では、地籍調査を精力的に

展開しております。この調査の主体は基礎自治体ですが、補助事業として国並びに県が助成をしており立っている事業であります。さて、本県の進捗率ですけれども47%。ちなみに東北各県の状況は、青森県92%・岩手県89%・宮城県87%・秋田県は59%そして福島県は60%となっており、本県の取組みが遅れていると思います。

そこで県内の市町村別に見ますと、地籍調査が完了した自治体は8町村で未着手は2町そして休止状態が8自治体、そして現在実施中は17自治体になっています。先日の代表質問の中におきましても森林整備に当たっての課題について、境界の不明確さが農林水産部長からも報告されました。

今調査を急がなければ、本当に境界が判らなくなってしまう危険性があります。地籍調査が終わっていない公図は、明治時代の地租改正時に作られ、境界や形状などが現実のものと違う場合があり、また、登記簿に記載された土地の面積も正確でない場合もあるのが実態になっております。

地籍調査が行われていないことによる弊害としましては①売買時における面積や境界の問題でトラブルがおきやすいこと②測量などに費用がかかること③土砂崩れや災害時の後の復旧に時間がかかること④公平な課税がされないこと⑤公共事業を行うにしても用地買収が進まない等が挙げられます。

地籍調査の関係で、昨年山形市議会としましても、県に対しまして意見書を出した経緯があります。事業規模としては当初7400万円ほどの事業を要望しましたが、県が財源不足をきたしているため2000万円の事業規模になってしましました。先ほども、申し上げましたが特に山林の関係からしても事業規模を拡大して取り組むべきことを申し上げさせていただきました。

財政規模が落ち込んでいる中で、事業推進は厳しいものがありますが、執行部としても国直轄のモデル事業である「山村境界保全事業」の活用なども図りながら、地籍調査の促進に対応することとしております。